

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和3年11月2日(火) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 吉川遂也副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 五島誠
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 花田譲二議会事務局長 俵啓介議会事務局議事調査係長
5. 説明員 加藤武徳企画振興部長 東健治企画課長 山根啓荘商工観光課長
田部伸宏企画課企画調整係長 安藤秀明商工観光課商工振興係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 2名(うち議員 前田智永)
8. 会議に付した事件
 - 1 「かんぼの郷庄原」の取得について [企画振興部企画課]
 - 2 新型コロナウイルス感染症にかかる追加経済対策について [企画振興部企画課・商工観光課]

午前9時58分 開 議

- 桂藤和夫委員長 企画建設常任委員会を始めます。傍聴、写真撮影、録音録画を許可いたしております。本日は2項目、企画課より、かんぼの郷庄原の取得について。それと、商工観光課から新型コロナウイルス感染症にかかる追加経済対策について説明をしたいということでございますので、お聞きしたいと思います。それでは企画からよろしくお願いいたします。部長。
- 加藤武徳企画振興部長 9月定例会におきまして御議決をいただきました、かんぼの郷庄原の今後の予定につきまして、それから9月の最終日の全協でも少しお話をさせていただいておりました、新型コロナウイルス感染症に係ります追加経済対策につきまして御説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

1 「かんぼの郷庄原」の取得について [企画振興部企画課]

- 桂藤和夫委員長 課長。
- 東健治企画課長 まず、かんぼの郷庄原の取得につきまして説明させていただきます。右上、資料1としております、かんぼの郷庄原の取得についてをごらんいただければと思います。本年6月28日に開催していただきました議員全員協議会におきまして、これまでの経過等を御説明させていただきました。また、この議員全員協議会におきまして、市によりましてかんぼの郷庄原を取得する判断をした旨の説明もさせていただいたところでございます。それ以降の経過につきまして御説明させていただきたいと思っております。その後、7月7日、日本郵政に対しまして取得をする旨の意思表示でございます取得に係る要望書を提出いたしております。これもちまして、正式に価格交渉を含め折衝を行っております。その後、コロナ禍の影響もございまして、かんぼの郷庄原につきましては8月末から9月末まで休館という状況もございました。また、9月28日、9月定例会におきまして、先ほど部長も

申しましたとおり、取得経費1億806万円の補正予算を議決いただいたところでございます。その後10月に入りまして、かんぼの郷庄原の現地確認ということで、日本郵政職員の方がこちらへ出向かれまして、日本郵政の職員、庄原市の職員、また、現在運営しているサンヒルズ庄原の職員とも現地を確認したところでございます。次に、今後の予定でございます。施設取得に向けてでございますが、11月4日、これまでの交渉を踏まえまして、取得見積価格を日本郵政に提示する予定としております。いわゆる見積書の提出を行うこととしております。これによりまして、日本郵政が定めました予定価格以上の見積額であれば、契約へ向けての手续ということになってまいります。仮契約を締結した後に、現在、予定させていただいております11月19日臨時会におきまして、財産取得の議案を提出させていただき予定といたしております。また、この11月19日の臨時会に対しては、かんぼの郷庄原取得後の、いわゆる公の施設としての設置及び管理条例の条例案についても議案提出をさせていただき予定といたしております。その後、12月20日の営業をもちまして施設を閉館し、12月21日、日本郵政より施設の引渡を受ける予定といたしております。次に、施設の設備修繕等についてでございます。施設の修繕につきましては、主に閉館中でないと実施ができない施設修繕、更新工事等を行うことといたしております。特に入浴施設については、利用中の修繕が困難な状況ということもございしますので、入浴施設等を中心とした修繕を行い、設備の刷新を図ってまいりたいと考えております。こちらの修繕に関連する予算につきましては、12月定例会において予算案を提出させていただき予定といたしております。めくっていただきまして、裏面をごらんいただければと思います。(3)管理運営についてでございます。11月19日の臨時会におきまして、設置及び管理条例の議案を提出させていただきます。この条例案の議決後、指定管理者制度によります管理候補者の指定に係る手続を進めさせていただきます。12月の定例会においては、指定管理者候補者の指定議案について提出をさせていただき予定といたしております。3、ラフスケジュールにつきましては、今説明をさせていただいたものを、順次、記載させていただいたところでございます。なお、12月21日の施設引渡以降、閉館となりますが、改修を進めるとともに、システム、これはホテルの予約システム、売店等のPOSシステム、こういったシステムの導入等も行う中で、営業開始、運営開始につきましては3月から4月を予定しております。市において取得した後におきましては、1日でも早く市民の方に御利用いただけるよう、運営開始の準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。かんぼの郷庄原の取得についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

- 桂藤和夫委員長 説明を受けました。質疑のある方は挙手の上発言をしてください。松本委員。
- 松本みのり委員 かんぼの郷を市が取得するに当たって、従業員の方の雇用の維持ということも目的の1つに掲げられていたかと思えますけれども、この1月から3月の間の閉館中の現従業員の方たちの扱いというのはどのようなのでしょうか。
- 東健治企画課長 現時点では、新たに運営を開始する指定管理候補者が決定している状況ではございませんけれども、現在運営されておられるサンヒルズ庄原においては、現在雇用されている方を引き続き雇用し続けるということで、サンヒルズとは協議を行っております。閉館中につきましては、雇用を維持していく上においての助成金等国へ申請をする、あるいは、閉館中においても施設を管理していく必要もございます。施設を全くとめておくということにもなりませんので、こうしたことも指定管理候補者の方へお願いをしていくこと。また、新たに運営を開始するに当たっては、準備期間というものも必要になってまいります。また、受付を開始する、あるいは、広告宣伝をしていくとい

った取り組みも必要となつてまいりますので、運営を行っていただく方に、そういった準備にかかる部分を担っていただくよう事務を進めてまいりたいと思っております。

○五島誠委員 12月定例会提出予定の関連予算案について、どの程度見込まれているのか。今は当然編成されているところだとは思う。ここに書いてあるように、入浴施設や宿泊施設について刷新をされるということでありませけれども、どの程度、改修をされていくのかお伺いしておきたい。

○東健治企画課長 具体的な額につきましては、詳細を説明させていただくことはまだ整理中ということ御了承いただきたいと思っておりますけれども、まず修繕に係る予算、先ほど申しました施設を維持していくための維持経費、また、準備経費等を12月補正でお願いさせていただくことといたしております。修繕に関して申しますと、6月28日の議員全員協議会におきましても、令和3年度、4年度の2カ年で、修繕経費を8,600万円と見込んでおりました。それぞれ年度について予定額も資料には記載いたしておりましたけれども、この2カ年で見込んでいる修繕費について、年度配分を現在整理いたしております。先ほど申しました休館中でない実施できない修繕等もありますし、新たに営業を開始するに当たっては、刷新、いわゆるリニューアル感というものも出していかないといけないということもございますので、修繕、あるいは準備経費として、一定のものを見込ませていただく中で、修繕等に取り組んでまいりたいと思っております。なお、修繕経費につきましては、この2カ年の配分をうまく年度割りをさせていただく中で行ってまいりたいと思っております。

○五島誠委員 8,600万円をどう分けていくかということで、あくまでもその範囲で行うということで、伺っておいたらよろしいのですか。

○東健治企画課長 おっしゃるとおり、修繕につきましては、この2カ年で見込んでおりました額を、年度配分を行ってまいりたいと考えております。また、準備経費といたしましても、議員全員協議会でも御説明させていただいておりますとおり、一定の準備経費を予算としてお願いさせていただきたいということと、施設の管理経費につきましては、今まで議員全員協議会で説明をさせていただいていない部分かと思っております。先ほど松本議員からもございましたとおり、管理経費、どうしても光熱水費も含めて必要となつてまいりますので、12月21日、引渡を受けた後においては庄原市が負担すべき部分ということになってまいりますので、こういった部分も12月補正でお願いさせていただきたいと考えております。

○五島誠委員 以前お示いただいた8,600万円。今後の維持修繕については、ある程度最低限部分というか、例えば先ほどおっしゃられたような施設が新しくなる、リニューアルすることによって、魅力を高めていくというか、そういった部分での、詳細は資料ではわからなかったわけなのですが、それについてはなかなか計上し切れてないのではないかという思いを私は持っているのです。先ほど8,600万円のうちで、まず年度どうするかというところで検討されているようなお話ぶりだったと思う。この際、個人的な意見も入りますけれども、我々、視察させていただいたときにサウナを見させていただきましたが、ものすごく古いし、浴室も大変経年劣化していて、少しの修繕というよりも、もう少し刷新して、せつかくならきれいにして魅力を高めていかないと、本当にだめなところをきれいにするというだけでは、なかなか今後の集客にもつながっていかないと。今編成中ということだと思っておりますが、ぜひともそのあたりも加味させていただいて、逆に言うと6月28日の議員全員協議会で示された資料にとどまるというか、そこに縛られ過ぎると、よくないような気がするの、そのあたりもよく検討して進めていただきたいということをお願いいたします。

- 政野太委員　　先ほど、指定管理候補者に準備期間も準備等をいただくということだったのですけれども、あくまで指定管理候補者というたてりていくと、何社かいた場合、どうするのか。それから、指定管理者候補者が1社しかなく、サンヒルズさんが前提であると思うのですが、12月から3月までは、業務委託か何かで管理をしていくという意味でよろしいですか。
- 東健治企画課長　　私から指定管理候補者と述べさせていただいたのが、現時点で指定管理者が議決をいただいている段階ということで、候補者という表現を使わせていただきました。議決いただいた指定管理者に業務委託という形で施設管理、準備も含めてお願いをする考えでおります。
- 政野太委員　　12月のその時点では、もう指定管理者が決定しているという意味でよろしいですか。
- 東健治企画課長　　議会運営委員会において、12月定例会が12月20日までということになっております。引渡を12月21日に受けると、指定管理者決定後ということになってまいりますので、そちらの指定管理者へ対して委託してまいりたいと考えております。
- 政野太委員　　日程のことについてなのではございますけれども、ようやくコロナも少し落ちついて、年末に忘年会シーズンであると。年末年始の書き入れどきと言われる時期ではございますけれども、そこを外すことはできなかったのですか。
- 東健治企画課長　　こちらにつきましては、日本郵政あるいは現在運営していますサンヒルズ庄原からも意見交換、協議等も重ねてまいりましたけれども、やはり一定の施設修繕のための期間、あるいはシステムを構築していく期間等を踏まえると、12月の引渡ということで、御利用の多い年末年始に営業したいという思いもありましたけれども、12月21日に引渡を受けてまいりたいと考えております。
- 横路政之委員　　閉館中でないと直せないところ。この前見させてもらって、特に風呂などは相当傷んでいる。やはり水がカラカラになっていると、下のタイルなどはみんな張り替えたほうが良いような感じになっているのですよ。やはりかんぽといえれば風呂なので。その辺は、この8,600万円、大幅に超えてはいけませんけれども、どうせリニューアルするのなら、その辺も少し見込んでいたほうが良いと思うのです。せっかく直して、客はこのあたりが汚いというような感じなら、皆さんの気持ちを引きますから。そのあたりもよく考えていただきたいと思う。これは意見です。
- 堀井秀昭委員　　指定管理の決定が19日の臨時会なら、かなり厳しい。既に予定者ありきではなく、やはり広く公募をかけた上で、望まれる法人がその経営計画について競い合ってもらいたいと思う。そのあたりがこの日程でできるのか。
- 東健治企画課長　　指定管理候補者の議案につきましては、12月定例会、当初議案送付は日程的に少し厳しいかと思っております。会期中、追加議案という形で12月定例会の中で議案を提出させていただきたいと考えております。
- 堀井秀昭委員　　サンヒルズさんがその意思をお持ちだということで、ただそこへ落ちてしまうわけにはいかないと思う。やはり公募した上で、そういった事業にたけた法人が手を上げてくる可能性もあるので、そういった中で、経営計画を審査した上で適切なものを決めていくという、今までの指定管理業者の選定方法を崩さないように、きちんとやってほしいと思います。お願いをしておきたい。サンヒルズありきという考えを前面に押し出してはいけません。希望する法人があるかもしれないということも期待値も含めて、広く取り組んでほしいとお願いをしておきたいと思います。それと修繕費、もっと予算を使えという意見が出ているので、何となく安心感を持っているのではないかと思うのですが、過疎債は修繕にも適用できるのですか。

○東健治企画課長 過疎債の充当については、修繕の内容にもよってまいりますので、内容を精査する中で、できるだけ過疎債が充当できるような、有利な財源が活用できるように取り組んでまいりたいと考えております。現在、ミストサウナが故障している状況がございます。こういったところに関しては、過疎債も充当できるのではないかという見込みも立てております。こういったところも、使用者ニーズに合ったような修繕も考えてまいりたいと思っております。

○政野太委員 今、サウナの話も出ましたけれども、結局、市がそういう準備を全部して指定管理者に渡すというのが今回の流れだと思うのです。そこらあたりを行政のほうで、そういう仕掛けを全部やっていくという意味で捉えていいのですか。アドバイザーとしてどなたかがいらっしゃるのかどうか知りませんが、結局そういう新しいものに取り組むのも、新しく指定管理になられる方はただ管理をされる、行政が指定をする管理をする。その準備をするのは全部行政が行うということでしょうか。

○東健治企画課長 準備につきましては行政が主体となって進めてまいります。進めるに当たりましては、現在運営しておられるサンヒルズ庄原さんからいろいろな御意見も伺って、利用者・使用者のニーズに沿ったような形の修繕、運営というものも検討してきております。また、サンヒルズ庄原においては、自社だけではなくて、そういった運営事業に関連している団体からもいろいろな意見をいただくというような取り組みもされて、そういった中で、市として主体的な形で取り組んでいくこととしております。

○政野太委員 しっかりいろんな人の意見を取り込んでいただいて、よくある指定管理施設のように、行政が一方的にどこかのコンサルとつくって、あとは何の自由もきかないというようなことにならないように。あともう1点は、指定管理に関する要綱については、まだ今からだと思うのですが、今回取得するのは建物含めて広大な敷地がありますよね。これを全部一括で指定管理を出すという形をとられるのか、あるいは分離して、施設の内容、あるいは外のテニスコートであるとか、その他のもの、どのような形をとられる予定なのか。

○東健治企画課長 今回、現在のかんぼの郷庄原の敷地全体を取得することとしておりますので、大変広大な状況でございます。その中でも山林が占める割合が非常に高いという状況になっておりますので、現在の施設の運営だけでいうと、この山林というのは全く活用されてない。一部、ランニングコースとなっている部分はありますけれども、こういった部分においては、今後、運用がしやすいような形で指定管理の区域を定めてまいりたい。全て指定管理とするのか、主要な宿泊施設、運動施設、スポーツ施設部分だけを指定管理とし、山林等に関しては、今後の構想を持った形で活用しやすいような管理区分にするかというところは、現在、整理をしているところでございます。

○政野太委員 その明確な目的、山林であるとか、あとは運動施設であるとか、そういったものは分けてもいいのではないかと僕は思っているのですが、その辺もよくしっかり検討していただきたいと思えます。ちょうど上野総合運動公園もあるわけですから。そこにはテニスコートもフットサル場もないわけで、かんぼに、1番近くにあるわけで、これらを一体的に管理するような方法もありだと思いますし、しっかりその辺を検討していただきたい。

○吉川遂也副委員長 全協だったかと思えますけれども、修繕に関して、かんぼが修繕をして引き渡す部分があるのではないかというような話が確かあったと思うのですが、その点は、結局かんぼの費用にかかわる修繕というのはないということに理解していいのでしょうか。

- 東健治企画課長　　今回、施設の状況について、全て日本郵政から報告を受けております。そういった中で、法的に修繕が義務づけられているもの等については、日本郵政で実施をされたものがございます。確認以降、建物、設備、一部ふぐあいが生じた部分がございます。こういった部分については、日本郵政において修繕対応をしていただいた部分もございます。
- 吉川遂也副委員長　　今、ホームページ上で名称の募集をされていると思いますけれども、これの状況と、どういう選考過程を経られるのか。非常に名称は大事な部分だと思うのですよね。ホームページで募集した市民の方から出てきた名称からしか選考する余地はないのか。あるいは、専門家の意見をどう取り入れてというような考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。
- 東健治企画課長　　愛称につきましては、募集をかけましたところ、308件の応募をいただきました。応募要件にも記載しておりましたが、この応募いただいた名称を参考にさせていただいて、市として決定することといたしております。外部委員会等を設けている状況はございませんので、市内部で決定してまいりたいと思っております。応募いただいたものをそのまま活用する場合もございますし、一部、その名称を利用させていただくということもあろうかと思っております。考え方としては、やはり親しみやすい、呼びやすいといえますか、親しみを持っていただけるような名称にする必要もあろうかと考えております。現在、名称、愛称決定に向けて内部で協議等も行っているところでございますので、11月早い段階には愛称を決定し、公表させていただきたいと考えております。
- 吉川遂也副委員長　　その名称を内部だけで検討されるということだと、決定事項で報告されるので、どういうものがほかにあったかというのも我々は関知する余地はないと思うのですけれども、非常に重要な部分だと思うので、大変期待しながら、緊張感を持って結果を聞きたいと思っております。すごく大事な部分だということを認識されて、選定は大変慎重にさせていただきたいとお伺いしたいと思います。
- 横路政之委員　　内部の人で、失礼な言い方なのだが、そういうことに長けた人がいるのか。やはりプロ目線で見ると重要。本当に大切。途中で変えるということはできないから、もう一発勝負。何となくこれがいい、これにしようというような基準ではいけないと思う。それにもものすごくたけた職員がいるのなら別ですけど、それはどう思われているのか。
- 加藤武徳企画振興部長　　おっしゃいますように愛称は非常に重要だと認識しております。先ほど課長からもありましたように、308件出てきたものを、今、企画振興部の中で候補を絞りまして整理をしております。今後、当然、市長・副市長を交えまして最終選考していきますが、決して安易に決めるというのではなくて、先ほどもおっしゃいましたように、非常に重要なこととなりますので、ここは慎重に、たけた者がいるかと言われると非常に、なかなかそういう専門家は少ないのですけれども、そこは重々理解をしておりますので、慎重に決定していきたいと考えております。
- 五島誠委員　　設管条例についてなんですけれども、こちらについては現在ある観光宿泊施設設置管理条例の中に別表を追加するのか、それとも、かんぽという言い方が正しいのかわからないけれど、元かんぽは別で1つの設管条例にされるのかお伺いしたい。
- 東健治企画課長　　条例につきましては、観光宿泊施設という位置づけではなく、新規条例ということで、議案を提出させていただくこととしております。ですから、かんぽだけの条例ということになってまいります。
- 五島誠委員　　そうなってくると、こういったところで新規条例とする必要があるのかと。今、条例の条文についてはつくられている最中だと思うのですけれども、特徴というか、新規条例にしなればな

らない必然性というか、そういったところについて再度お伺いしておきたいと思います。

- 東健治企画課長　　かんぼの郷庄原につきましては、単なる観光、宿泊を目的とした施設ということではなく、温泉機能、コンベンション機能も含めた健康増進、あるいは市民が集って市民の方に御利用いただくといった目的もございますので、いわゆる複合的な機能を有しているということからも新たな設置及び管理条例を制定するほうが適切であるという判断のもと、新規条例として議案提出をさせていただくこととしております。
- 五島誠委員　　設管条例の中に利用料とかを別表でつけられるのではないかと思うのですが、現在の宿泊料が設定されていますよね。考え方として、そのままいくのか、ある程度安くするのか高くするのかということも、考え方だけお伺いしておきたい。
- 東健治企画課長　　この施設利用料につきましては、市内の類似施設と比較して著しく不均衡とならないことも必要かと考えております。また、現在の施設から大きなリニューアルを行うこととなっていない状況も踏まえ、基本的には現行の料金体系を維持していくという考えを持っております。
- 松本みのり委員　　先ほど水道光熱費を含めた管理経費の話がありましたけれども、こちらは新しい指定管理者が決まって、新しい運営が始まったときには、そちらの運営会社の方が全て経費はみられるということでしょうか。
- 東健治企画課長　　指定管理制度によって運営が開始されますと、指定管理者において光熱水費については御負担いただいて運営していただくこととなります。
- 吉川遂也副委員長　　管理について、ことさら市営のものをつくると、指定管理の中に民業圧迫というようなことで、例えばレストランのメニューの規制をしたりとか、値段の規制をしたりというようなことがありがちになるので、なるべく指定管理業者、される方の運営上の自由度を高めるようなことで検討していただきたいと希望しておきます。
- 桂藤和夫委員長　　他にありませんか。ないようですのでこの程度で収めたいと思います。御苦労さまでございました。

2 新型コロナウイルス感染症にかかる追加経済対策について [企画振興部企画課・商工観光課]

- 桂藤和夫委員長　　2点目の新型コロナウイルス感染症にかかる追加経済対策について説明をお願いします。課長。
- 東健治企画課長　　それでは、資料2、新型コロナウイルス感染症にかかる追加経済対策についての資料をごらんください。まず、令和3年度、臨時交付金の概要でございます。緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、こういったことによります経済活動への影響、こうしたことから、国は地方創生臨時交付金を都道府県を対象に配分をしたところでございます。その後、本年8月、さらにきめ細かな事業者支援の取り組みを後押しし、支援していくということで、全国の市町村に対しても、この臨時交付金の対象が拡大されたところがございます。庄原市に対しましては、交付限度額といたしまして、5,017万8,000円が示されたところがございます。今回の交付金の対象事業が国から示されております。1点目ですが、①に記載しております、感染拡大の影響を受けております事業者に対する支援。②といたしまして、事業者または地方公共団体が実施いたします感染症対策に対する事業活用するというところで使途が限定されている部分がございます。今後の事業の実施案でございますけれども

も、(1) 1点目として、事業者支援の実施といたしまして、現在、国においては50%以上売上が減少した事業者に対して月次支援金を支給しております。また、広島県におきましては、30%以上売上が減少した事業者に対して頑張る中小事業者月次支援金を支援してきております。こうした状況を踏まえまして、この国・県の支援制度の対象にならない、売上が30%未満減少している事業者に対して、影響が出ている状況も踏まえまして、市独自の支援金を支給していこうと考えております。めくっていただいて、2ページ目裏面をごらんいただければと思います。中小事業者月次支援金といたしまして、対象月を本年5月から10月までの6月といたしております。この6月間に前年または前々年同月と比較いたしまして、20%以上30%未満の売上が減少した事業者に対しまして、国・県の月次給付金と同様の手法で、中小法人に対して月額20万円、個人事業者に対しては月額10万円を上限として支給してまいろうというものでございます。概算事業費につきましては、3,500万円を見込んでおります。2点目の支援事業といたしまして、感染拡大への備えといたしまして、現在、第5波は収束に向かっていく状況でございます。昨日の感染者、東京・大阪においても1桁という状況はございますけれども、今後どういう形で感染予防を行っていくかといった観点から、保育所・児童クラブ等に対して、感染予防を強化してまいりたいと考えております。具体的には、食事前の手洗い、あるいはトイレの後の手洗い等、手洗い場の自動水栓化を進めてまいりたいと考えております。あわせまして、保育室あるいは遊戯室等への空気清浄機の設置を行ってまいりたいと考えております。概算事業費といたしまして3,467万円を見込んでおります。この2事業の合計事業費といたしまして6,967万円、うち5,017万8,000円を臨時交付金、残額につきましては一般財源を充当いたしまして、この2事業を取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

- 桂藤和夫委員長 説明を受けました。質疑のある方は挙手の上、発言をしてください。松本委員。
- 松本みのり委員 これまでの国や県のからの支援金が、申請から給付までの期間がかなりあって困ったというお話を伺ったりもしたのですけれども、市の独自の支援金の場合は、大体申請から給付までのくらいで支給できる見込みかということがもしわかればお願いいたします。
- 山根啓荘商工観光課長 市の独自事業の例で申しますと、雇用維持支援助成金等を第2次援助分として現在実施しております。これについては、おおむね1カ月半程度で支給できるよう努めているところでございます。
- 政野太委員 2番の感染拡大への備えの保育所・児童クラブ等の感染予防強化対策ですが、何点か思いはあるのです。例えば、予算の都合があるので、今回、保育所とか施設を限定されたのだと思うのですけれども、やはり小・中学生も非常に大切なところだと思うので、そのフォローも。そのあたりについて今後検討される余地があるのか。あるいは、保育所ということになって、私立の幼稚園等もあるかと思うのですけれども、そういったところへ助成という形でも何か対策ができないのかということ。これまでの予算、恐らく全て使い切れていない状況ではないかと思うのですけれども、それはここに充当することができるのかどうかという点を確認させてください。
- 東健治企画課長 まず、1点目の小・中学校への自動水栓等、感染対策についてでございます。検討させていただく中でも小学校・中学校にも必要ではないかといったところも検討してまいりました。事業費というところも1つ検討の中へも出てまいりましたけれども、小学生・中学生、ある程度自分の意思で判断もできてくる歳にもなってまいりますので、まずは保育所ということで今回取り組みをさせていただきたいと考えております。私立の保育所につきましては、市内に口和、東城、その他の

保育施設がございますが、こちらの施設に対しても自動水栓化に取り組んでまいりたいと考えております。空気清浄機も含めて。最後、臨時交付金の活用についてでございますけれども、昨年度まで交付されたものについては、新たな活用はできない状況でございます。現在取り組んでいる雇用維持、あるいは感染予防のための施設整備等に係る補助については、昨年度の予算の繰越を行って、第2次延長分という形で現在取り組んでいる状況でございますので、この予算につきましては、新たな事業への活用ということとはできないということから、今回、限度額が示されました臨時交付金5,000万円を活用いたしまして、この2事業に取り組んでいきたいと考えております。

○政野太委員 小・中学校をなぜ言うかという、今から冬を迎える中で、きょねんもあったのですが、結局換気をしないといけないと。教育委員会もそういう指標を出しているみたいなのですが、この冬に幾ら中でストーブを焚いているとはいえ、窓を開けて換気をするということが非常に庄原市においては困難ではないかと思うので、ぜひそのあたりもケアできるように、フォローできるようにすべきであると思います。そこら辺について教育委員会からの要望はないのでしょうか。

○東健治企画課長 教育委員会とも今回の件については協議も重ねてまいりました。各小中学校に対しては、これまでも感染予防へ向けた備品等も導入している経過もございます。もちろん引き続き感染予防には努めてまいる必要があるということは重々認識しておりますけれども、今回、自動水栓手洗いと空気清浄機ということでいいますと、小・中学校については、実施を見送りといいますか、取り組みを行わないということで判断をさせていただきました。今後、小・中学校につきましては、トイレ改修について実施計画へも計上させていただいている状況もございます。すぐに今年度中にといいことにはなりませんけれども、このトイレ改修の中では、蛇口については自動水栓化といった形の改修も行ってまいる計画であります。

○政野太委員 今回この予算とは別になってくるかと思うので、これ以上言いませんけれども、空気清浄機の導入についての関連で言うと、ぜひ教育委員会だけの調べではなく、市長部局側というか、企画課も学校にみずから訪れていただいて、冬にどのような状態になっているかということをしっかり見極めていただきたい。

○横路政之委員 これは希望するところは全部賄える形になっているのか。水栓と空気清浄機。

○東健治企画課長 各施設の状況を確認する中で蛇口の数等も確認しております。施設全ての蛇口ということにはなりませんけれども、先ほど申しました食事前のランチルームの手洗いであるとか、トイレを使用した後に使う手洗い等については、この予算で対応していくことといたしております。

○五島誠委員 支援金についてお伺いしたい。概算3,500万円を計上されるのですけれども、これについてはある程度、そのさまざまな商工団体を調査した上での金額で、実際にやるときにこれよりそんなに変わらないという金額だと思っていいたいですか。

○山根啓荘商工観光課長 月次支援金についての質問です。これについてはおおむね商工団体等から聞き取りを行ったことであるとか、他市の事例等も参考にしながら金額を算定させていただきましたけれども、具体的に実際にこれが確かな数字になるかということになると、少し事業者の状況にも影響されることがあるとは考えております。

○五島誠委員 これまでの営業支援の補助金といったものについては、割と残っているというか、当初の計画どおりにいってない部分があったりするので、そのあたりのところで、どういったところに原因があるのか。ミスマッチがあったりとか、調査の段階がどうなのかなというところで疑問点があっ

た。逆に言うと、この計上ではなくて、違う事業を計上したほうがよかったのではないかという最終的な検討の分析になったりすることがあったので、今回どうなのかお伺いしたのですけれども、加えて申し上げるならば、例えば、この3,500万円を超える申請があったときは、どう対応されるのか。

○山根啓荘商工観光課長 現在では、商工費の中で3,500万円を予定しております。これについて不足があった場合は、どうあるべきか検討はさせていただきたいと考えております。

○五島誠委員 国の月次支援金等については農業所得なども含まれていたのではないかと思うのですが、今回のこのものについても含まれるということで理解していいのですか。

○山根啓荘商工観光課長 営業等で販売の売上がというようなことであれば、農業も対象としております。これまでもほかの制度においても集落法人であるとか、そういったところも申請をしていただいているというような状況でございます。

○吉川遂也副委員長 月次支援金について、これは非課税所得ではなくて課税所得になるということでしょうか。

○山根啓荘商工観光課長 課税所得になります。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。ないようでしたらこの程度で終わりたいと思います。

〔執行者退席〕

○桂藤和夫委員長 その他、何かあれば聞いておきたいと思うのですが、何かございませんでしょうか。副委員長。

○吉川遂也副委員長 閉会中の調査で、どこか視察へ行くということが検討できればとは思いますが、何か皆さん御意見ありますか。JRの観光面とコロナと。

○堀井秀昭委員 考えるなら来年考えよう。

○桂藤和夫委員長 一旦、委員会は終わります。

午前10時54分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員長